

1. 配偶者控除創設以来の社会・経済の構造変化と税制上の配慮の見直し

- 所得税においては昭和36年（1961年）に、夫婦は相互扶助の関係にあって一方的に扶養している親族と異なる事情があることなどに鑑み、扶養控除から分離する形で配偶者控除を創設。

配偶者控除創設時

- 人口ボーナス期（合計特殊出生率：2前後で推移）
- 終身雇用・年功賃金の正社員が中核
- 「片働き世帯」・専業主婦が主流
- 「夫婦と子どもがいる世帯」が主流
- 相対的に所得格差が小さい時期



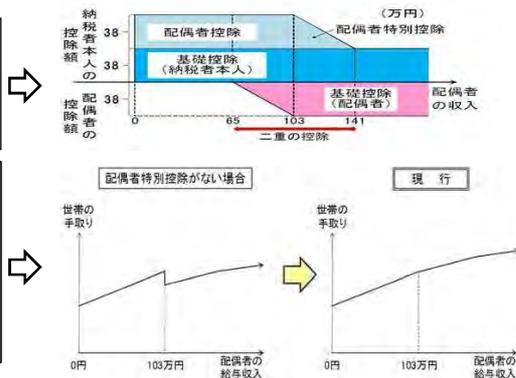
現在

- 人口オーナス期（合計特殊出生率：1.43（平成25年））
- 非正規雇用の拡大
- 「共働き世帯」の増加
- 「夫婦のみの世帯」と「単身世帯」が増加
- 所得格差が拡大する傾向

- 若い世代においても非正規雇用の比重が高まり、所得の低い層を中心に、経済的な理由で結婚ができない、結婚しても片働きでは十分な世帯収入が維持できない、子どもを産み育てる余裕がないといった状況。
⇒ 「結婚し夫婦共に働きつつ子どもを産み育てるといった世帯」に対する配慮の重要性が高まる。

2. 配偶者控除に関する問題点の指摘

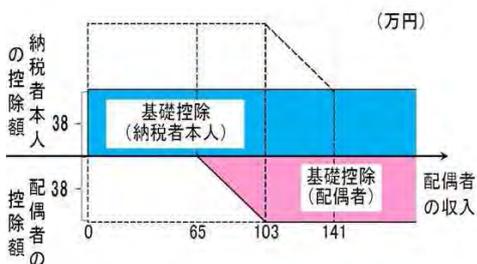
- 現行の配偶者控除については、以下の指摘がなされており、そのあり方についての見直しが必要と考えられる。
 - 共働きが増加している中で、片働きを一方的に優遇するなど、個々人の働くことへの選択を歪めることは適当ではないとの指摘。
 - 「パート世帯」においては、配偶者が基礎控除の適用を受けるとともに納税者本人も配偶者控除の適用を受けている（いわゆる「二重の控除」が行われている）ため、「片働き世帯」や「共働き世帯」よりも控除額の合計額が多く、アンバランスが生じているとの指摘。
 - 配偶者の収入が103万円を超えると納税者本人が配偶者控除を受けられなくなることが配偶者の就労を抑制する「壁」になっているとの指摘（いわゆる103万円の壁）。
これについては、配偶者特別控除の導入により、配偶者の収入が103万円を超えても世帯の手取りが逆転しない仕組みとなっており、税制上の103万円の壁は解消。他方で、「103万円」が、心理的な壁として作用しているのではないかと、また、企業の配偶者手当の支給基準として援用されているとの指摘。



3. 働き方の選択に対して中立的な税制の構築にあたっての選択肢と論点

いずれの選択肢についても検討すべき論点が存在しており、また、これら以外の選択肢もあり得ることから、今後、十分な国民的な議論と検討が必要。

選択肢A-1・・・配偶者控除の廃止と子育て支援の拡充

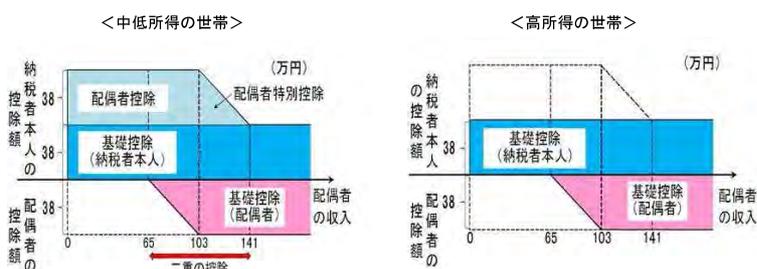


- 配偶者の収入により納税者本人の控除額が影響を受けない中立的な仕組みとするため、配偶者控除を廃止。同時に、「子どもを産み育てようとする世帯」に配慮して子育て支援の拡充を行う。

【主な論点】

- 家族の助け合いや家庭における子育てを積極的に評価すべきとの観点から配偶者がいることに対する税制上の配慮を残すべきではないか。
- 「片働き世帯」・「パート世帯」にとって負担増となり得る。特に「子どものいない低所得の世帯」に負担増となることについて所得再分配の観点からどう考えるか。

選択肢A-2・・・配偶者控除の適用に所得制限を設けるとともに子育て支援を拡充



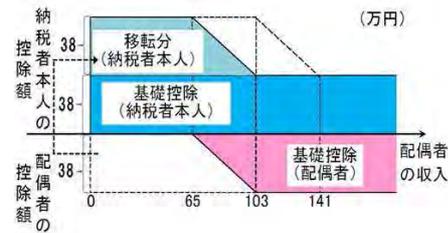
- 配偶者控除の適用に納税者本人の所得に応じた制限を設ける。同時に、「子どもを産み育てようとする世帯」に配慮して子育て支援の拡充を行う。

【主な論点】

- 中低所得の世帯において、現行の配偶者控除が存続し、引き続き配偶者の働き方によって納税者本人の控除額が影響を受けることとなる。
- 高所得の納税者に対して配偶者控除の適用に所得制限を設ける場合には、扶養控除その他の人的控除についても同様の検討が必要となるのではないかと。

選択肢B-1・・・いわゆる移転的基礎控除の導入と子育て支援の拡充

＜所得控除額のイメージ＞



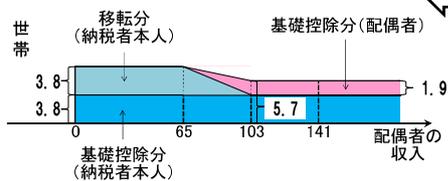
- いわゆる二重の控除によるアンバランスを解消し、中立的な税制に近づけるため、配偶者控除に代えて、配偶者の所得の計算において控除しきれなかった基礎控除を納税者本人に移転するための仕組み（いわゆる移転的基礎控除）とすることにより、配偶者の収入によらず夫婦2人で受けられる控除の合計額が一定となるようにする。同時に、「子どもを産み育てようとする世帯」に配慮して子育て支援の拡充を行う。

【主な論点】

- ・ 夫婦別産制の下では、世帯単位で税負担を捉える考え方に基づくこの選択肢よりも、むしろ個人単位課税を維持すべきではないか。
- ・ 基礎控除を所得控除制度としたままで移転的基礎控除の仕組みを導入する場合、夫と妻で適用される税率が異なるときには配偶者の就労に対し抑制的な効果が働き中立性が確保されない場合もあることについてどう考えるか。
- ・ 「パート世帯」にとって負担増となり得る。特に子どものいない低所得の「パート世帯」に負担増となることについて所得再分配の観点からどう考えるか。

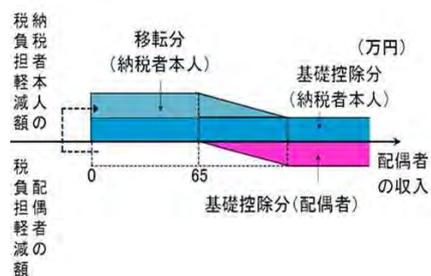
＜税負担軽減額のイメージ＞

・本人の税率10%、配偶者の税率5%の場合



選択肢B-2・・・いわゆる移転的基礎控除の導入・税額控除化と子育て支援の拡充

＜税負担軽減額のイメージ＞



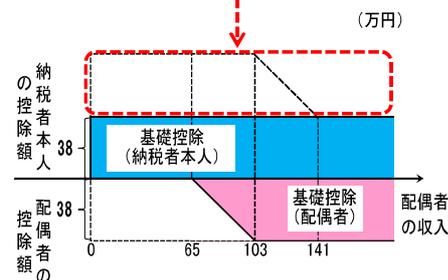
- 移転的基礎控除の導入とあわせ、基礎控除を税額控除化することにより、配偶者の収入によらず控除により夫婦2人で受けられる税負担軽減額が一定となるようにする。これにより、働き方の選択に対して中立的な税制とするとともに、所得再分配機能の回復を図る。同時に、「子どもを産み育てようとする世帯」に配慮して子育て支援の拡充を行う。

【主な論点】

- ・ 再分配機能を回復するために基礎控除を税額控除化するのであれば、扶養控除その他の人的控除についても同様の検討が必要となるのではないかな。

選択肢C・・・「夫婦世帯」を対象とする新たな控除の導入と子育て支援の拡充

「夫婦世帯」を対象とする新たな控除を創設。
 所得税・個人住民税の諸控除のあり方を全体として改革する中で実現。



- 配偶者控除に代えて、「夫婦世帯」に対し、若い世代の結婚や子育てに配慮する観点から新たな控除を創設する。新たな控除は配偶者の収入にかかわらず適用されることとし、働き方の選択に対して中立的な税制とする。あわせて、子育て支援の拡充を行う。

- 「夫婦世帯」においても、働き方や所得水準などの状況は様々であることから、新たな控除を創設する場合には、税負担能力に応じた公平な負担を実現する観点から全般的な負担調整の検討が必要。

「夫婦世帯」、「単身世帯」を問わず経済力のある者に対する配慮措置を見直すことを含め、所得税・個人住民税の諸控除のあり方を全体として改革する中で実現する必要。

【主な論点】

- ・ 税負担能力への配慮や税負担の公平性の観点からは、高所得の「夫婦世帯」にまで新たな控除を適用する必要はないのではないかな。（この場合、高所得の「専業主婦世帯」・「パート世帯」は負担増となる。）
- ・ 税制が結婚に対して中立的でなくなるため、その是非について十分な議論が必要なのではないかな。
- ・ 「夫婦を形成せずに子育てを行っている世帯」に対する配慮についてどう考えるか。

4. 選択肢を踏まえた今後の検討について

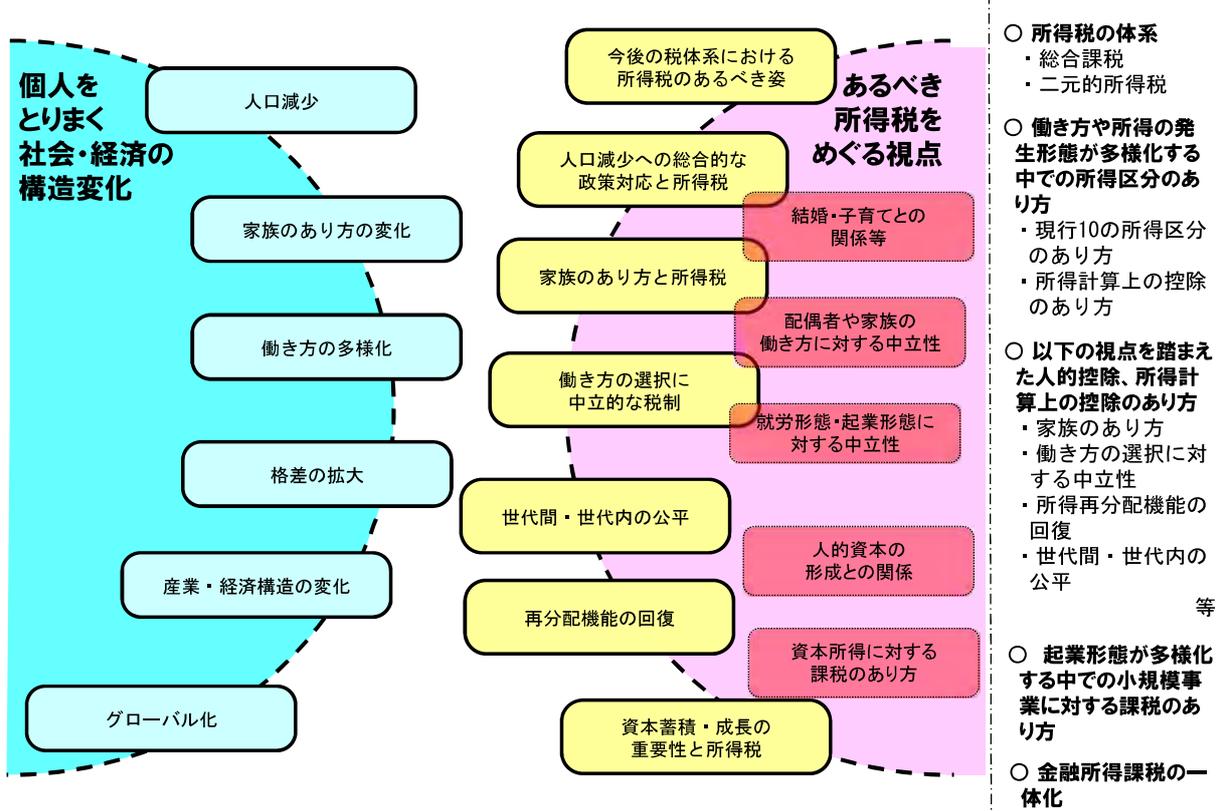
- 上記のいずれの選択肢が望ましいかについては、家族のあり方や働き方に関する国民の価値観に深く関わることから、今後、幅広く丁寧な国民的議論が必要。今後の議論によってさらに新たな選択肢が提案されることも考えられる。
- 今回の見直しは、これからの社会によりふさわしい負担構造を構築するとの観点から行うことを踏まえれば、改正全体としては税収中立あるいは財政中立を念頭に行っていく必要。
- なお、配偶者の働き方の選択に対しては、社会保険制度や企業の配偶者手当制度による世帯の手取りの逆転現象がより大きな影響を与えているため、こうした制度についても十分検討を進めることを強く求めたい。

（注1）社会保険制度では、配偶者の給与収入が130万円を超えると、被保険者本人の被扶養配偶者からはずれることとなり、配偶者自身に社会保険料負担が発生する。

（注2）配偶者手当については、配偶者の収入が一定額以下（39%の企業が103万円以下、16%の企業が130万円以下）の場合に支給する企業が多い。

5. さるなる個人所得課税の改革について

- 社会・経済の構造変化の実像を改めて把握しながら、所得税・個人住民税のあり方について、幅広い観点から検討を進める必要。



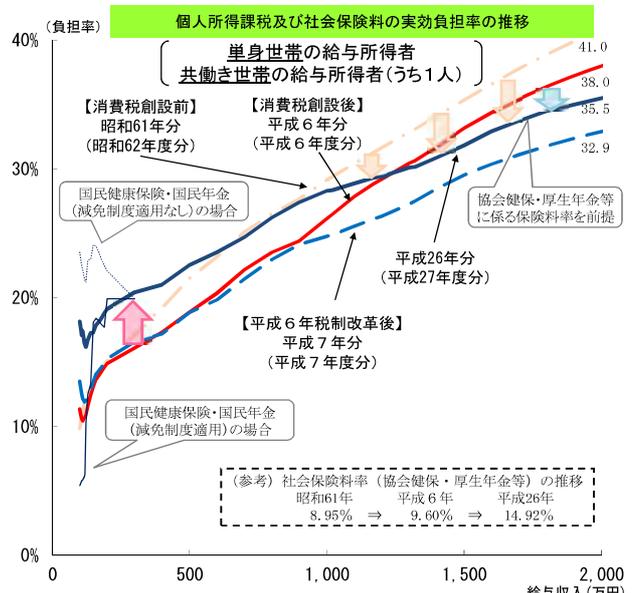
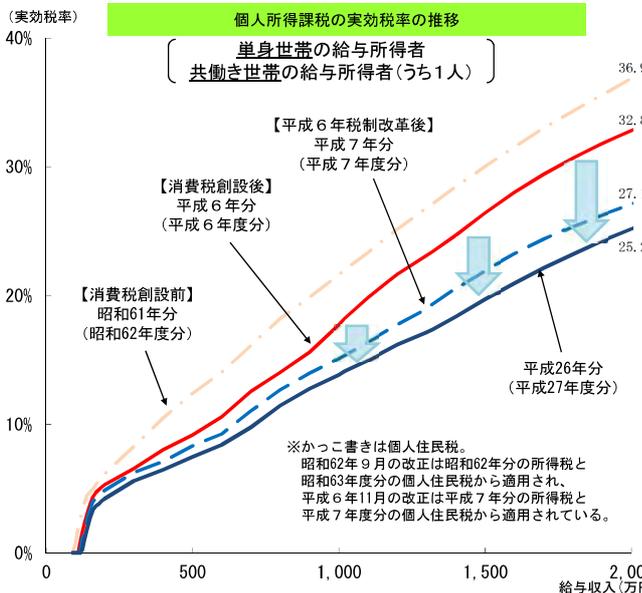
個人所得課税及び社会保険料の負担の推移

単身
共働き(うち1人)

資料2

- 昭和62・63年の消費税の創設(平成元年)を含む抜本的税制改革において、個人所得課税の負担軽減を実施した結果、平成元年以降、全ての所得階層で実効税率が大幅に低下。
- 平成6年秋の税制改革において、所得分布の状況が諸外国に比してはるかに平準化しているとの認識の下、収入が勤務年数に応じて増加することに伴う税負担の累増感を緩和することを目的として、平成7年分以降の個人所得課税について、税率構造の累進緩和等を進めたこと等により、中堅所得層以上の負担が大幅に軽減。

- このような個人所得課税の見直しや社会保障給付の増大に伴う社会保険料負担の増加により、平成6年分から平成26年分にかけて、社会保険料負担を含めた実効負担率は、低所得層において大幅に増加する一方、高所得層において低下。
- 抜本的税制改革以来の四半世紀間をみると、低所得層における負担の増加と中堅所得層以上の負担減が生じている。

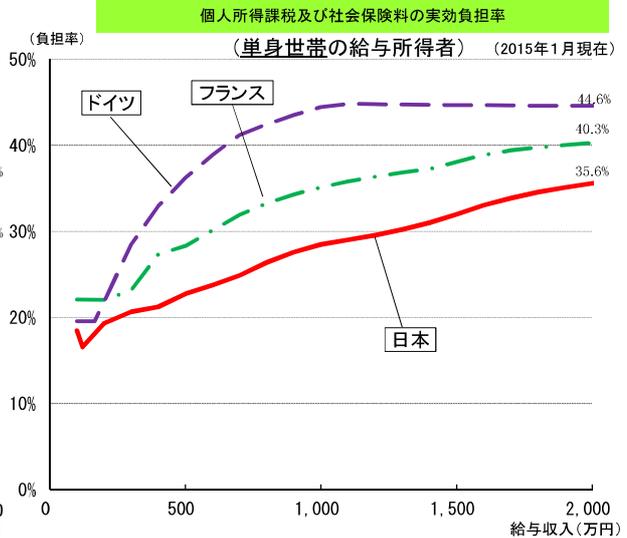
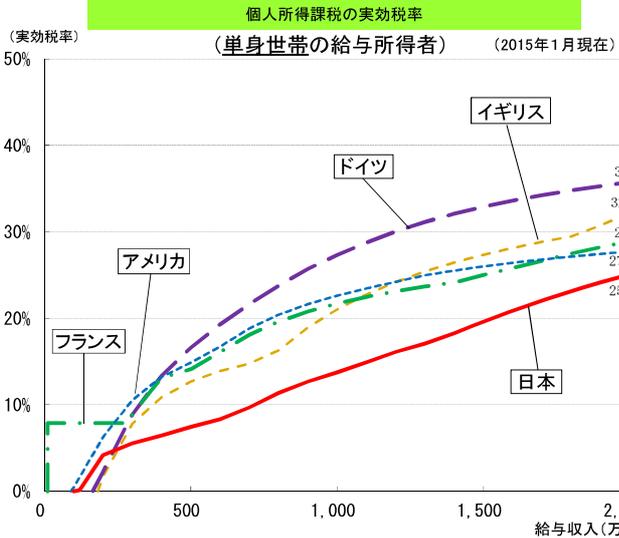


(注1) 平成7年(平成7年度)分は特別減税前の実効税率である。平成26年分は復興特別所得税を加味して計算している。
 (注2) 社会保険料は各年1月に適用される被用者の全国健康保険協会健康保険(平成26年は全国平均料率)・介護保険・厚生年金保険・雇用保険に係る保険料率を用いて計算している。算出の前提として給与所得者の収入が100万円以上である場合にはその者に協会健保・厚生年金等が適用されるものとしている。国民健康保険料は4方式かつ旧ただし書き方式採用の市町村の平均保険料を用いて計算している。

○ 単身の給与所得者について、個人所得課税の実効税率は、課税最低限に近い低所得層を除き、主要諸外国より低い水準であり、主要国の中では最も緩やかな累進構造となっている。

○ 社会保険料負担を合わせた実効負担率は、日本と同様に社会保険方式をとっているドイツ、フランスと比べて低い水準。低所得層の負担率は、ドイツ、フランスに近いのに対し、中高所得層の負担は低く抑えられており、負担構造の累進性は主要国中、最も緩やかとなっている。

※ 社会保険料負担を含む実効負担率の比較にあたり、イギリスでは医療に税方式が採用されていることやアメリカでは広く国民一般をカバーする公的な医療保険制度が存在しないことから比較の対象としていない。



(注1) 個人所得課税には、日本については所得税、個人住民税(所得割)及び復興特別所得税が含まれる。アメリカについては連邦所得税及びニューヨーク州所得税が含まれる。なお、別途地方政府(郡・市等)により所得税が課せられるが、本資料においてはこれを加味していない。ドイツについては所得税及び連帯付加税(算出税額の5.5%)が含まれる。フランスについては所得税及び社会保障関連諸税(一般社会税等:所得税とは別途、収入に対して定率(合計8%)で課せられる)が含まれる。なお、同国では、2012年1月から財政赤字が解消するまでの時限措置として、所得に対して0%~4%(3段階)の高額所得に対する所得税が課せられる(ただし、上記図中においてはこれを加味していない)。各国において負担率を計算するに当たっては、様々な所得控除や税額控除のうち、一般的に適用されているもののみを考慮して計算しているため、アメリカの勤労税額控除や代替ミニマム税、イギリスの勤労税額控除(全額給付措置)等の措置は考慮していない。

(注2) 社会保険料は、日本については被用者の全国健康保険協会管掌健康保険・介護保険・厚生年金保険・雇用保険に係る保険料率、ドイツ・フランスについては被用者に一般的に適用される保険料率を用いて計算している。

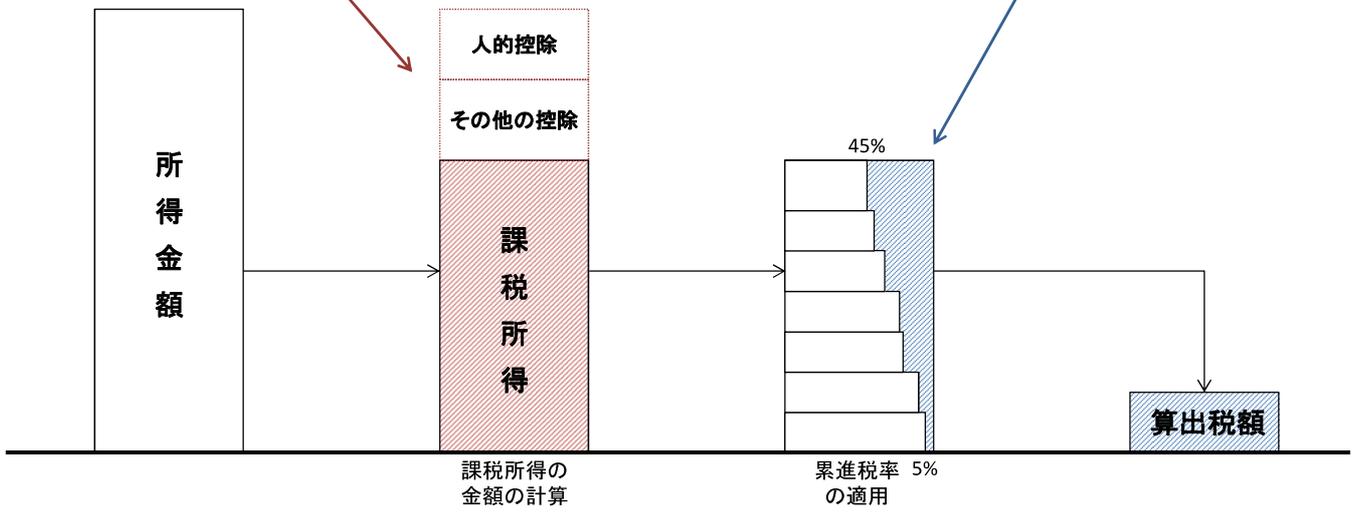
(備考) グラフ中の数値は、給与収入2,000万円の場合の実効税率・負担率。邦貨換算レートは1ドル=116円、1ポンド=183円、1ユーロ=145円(基準・裁定外国為替相場:平成27年(2015年)1月中適用)。

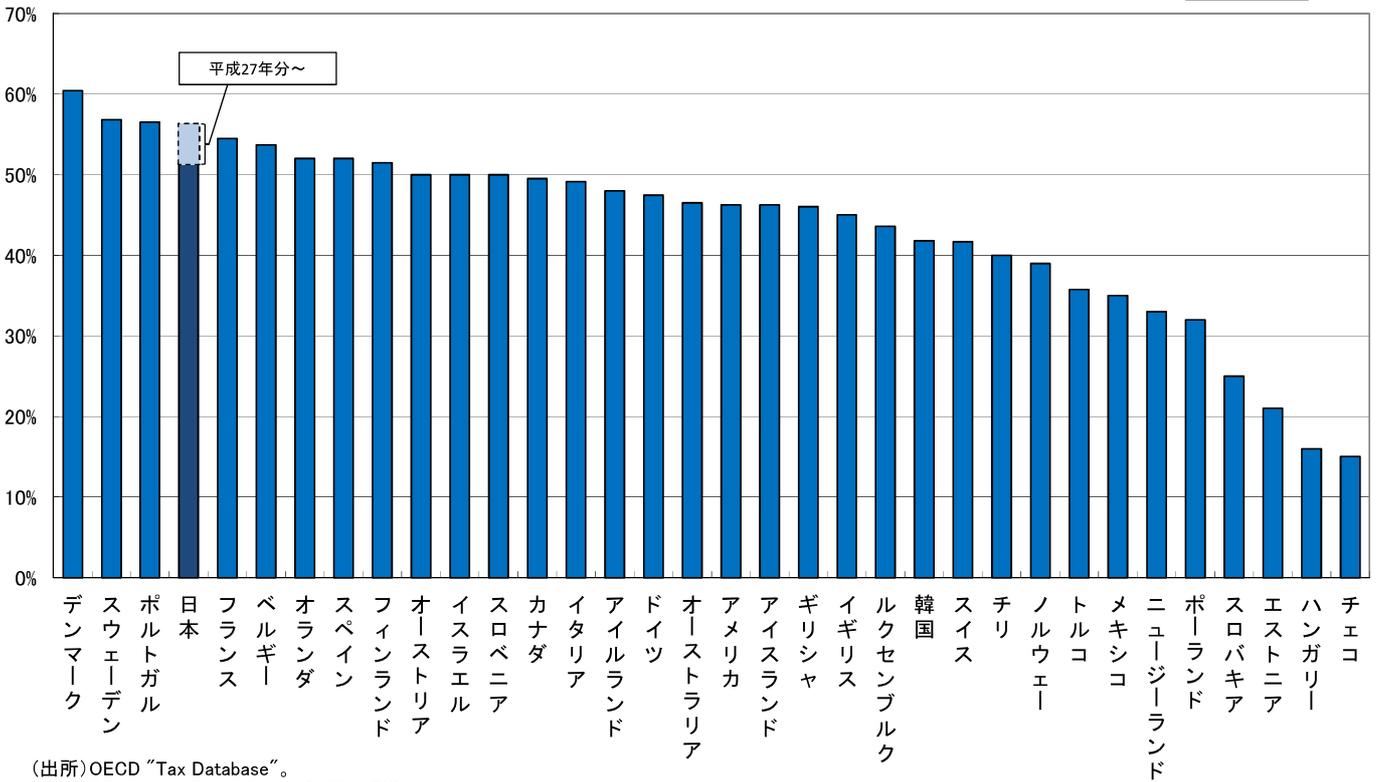
所得税における税負担の調整

◎ 所得税負担の累進性は、主に「控除のあり方」と「税率構造」の組み合わせによって実現。

- ◎ 「課税所得」を担税力の指標として位置付け、その計算の過程で、家族構成や収入等の納税者が置かれた事情の斟酌やその他の政策的な配慮を行うために各種の所得控除を適用。
- ◎ 所得控除の適用により、課税最低限が画されることとなり、一定の所得金額までは負担を求めないという役割。

- ◎ その上で、「課税所得」に対して累進税率を適用することで累進的な税負担を実現。
(現行: 5%~45%の7段階)
- ◎ 所得控除の適用は、同じ税率が適用されるブラケットの中での税負担の累進性を確保する役割も果たしている。





(出所)OECD "Tax Database".

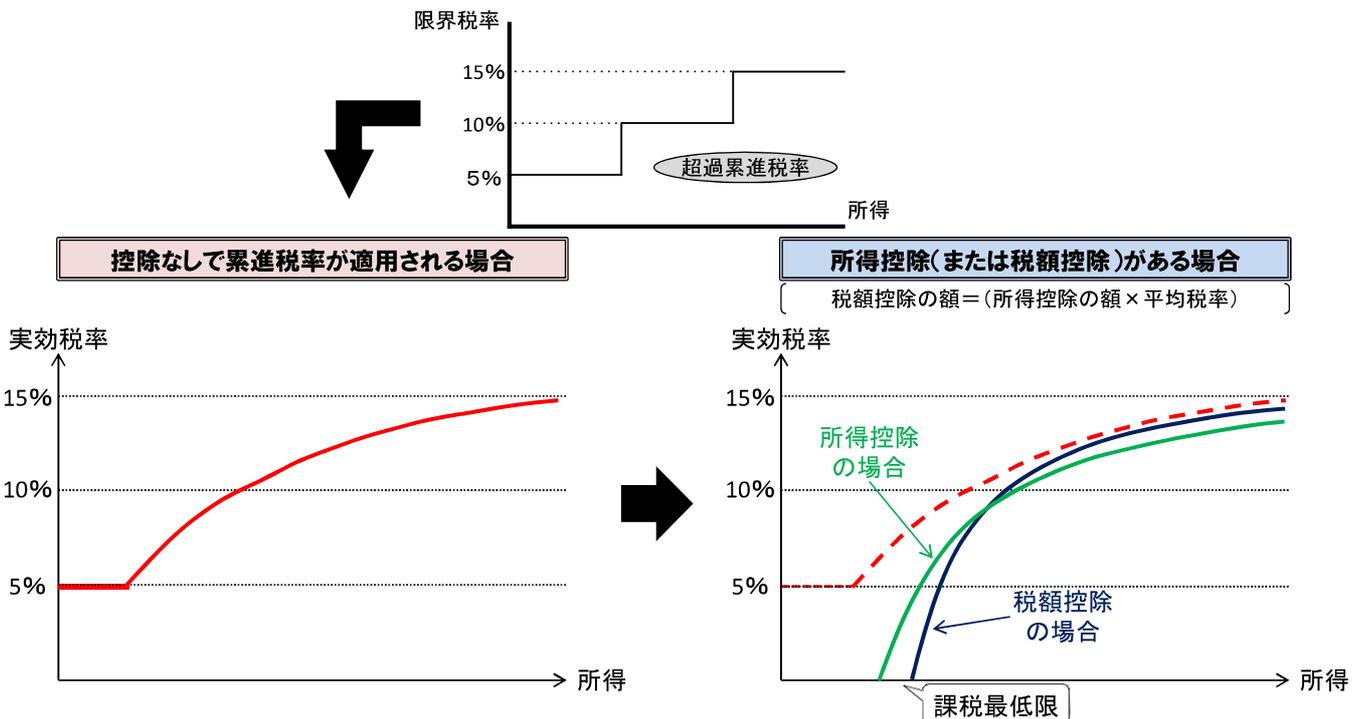
(注1)各国とも2014年1月時点の税率を記載。

(注2)日本の個人所得課税の最高税率については、復興特別所得税(基準所得税額の2.1%)を加味したもの。また、2015年分(平成27年分)からは、所得税の最高税率引上げにより55.95%となっている。

(注3)フランスにおいては一般社会税(7.5%)及びこれの負担調整のための所得控除、社会保障債務返済税(0.5%)、高額所得に対する所得課税(4%)を加味した数値となっている。

超過累進税率の下での所得控除・税額控除等の効果(イメージ)

- 累進税率の下では、所得控除は、課税最低限を画するとともに、税負担の累進性を強める効果を有する。
- 所得控除の額に平均税率を乗じた額の税額控除とした場合、所得控除と比べて、課税最低限は上昇し、低所得者に対する税負担軽減効果は大きくなり、より累進的な税負担の構造となる。



※ ゼロ税率でも同様の効果を持ち得る。